

## 西宮市肝炎ウイルス検診実施要綱

### (目的)

第1条 この検診は、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民自身が肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関で受診することにより、肝炎による健康障害を回避し、症状の軽減、進行遅延させることを目的とする。

### (対象者)

第2条 西宮市民で、次のいずれかの条件に該当する者とする。ただし、既にHCV検査を受けたことのある者は除く。

- (1) 40歳になる者(当該年度)。
- (2) 41歳から76歳(年度年齢)で、肝炎ウイルス検診の受診機会を逃した者。

### (検診場所)

第3条 検診場所は、次のとおりとする。

- (1) 集団検診として、北口保健福祉センター、公民館等で行う。
- (2) 個別検診として、西宮市(以下「市」という。)の委託医療機関(以下「委託医」という。)で行う。

### (検診内容)

第4条 検査項目は、国の実施要領に基づき次のとおりとする。

#### (1) 問診

過去の肝機能異常歴の有無、C型及びB型肝炎の既往・現病歴などについて聴取するとともに、肝炎ウイルス検診実施について、受診者本人の同意を得ることとする。

#### (2) C型肝炎ウイルス検査

HCV抗体検査...HCV抗体価をウイルスの有無を判定するための高力価群、中力価群、低力価群に分類できる測定方法で実施。

HCV抗原検査 HCV抗体検査により低力価及び中力価とされた検体に対し、ウイルスのコア蛋白を測定する方法により実施する。

HCV核酸定量rt-PCR...HCV抗原検査により陰性とされた検体に対し、定量的な検査方法で実施する。なお、HCV核酸定量検査用の血液は、別の採血管に採取しておく。

#### (3) B型肝炎ウイルス検査

HBs抗原検査 定量的な測定の出来る検査方法を用いて実施する。

### (検査結果判定)

第5条 C型肝炎ウイルス検査及びHBs抗原検査の結果については、次のとおり判定する。

#### (1) C型肝炎ウイルス検査

HCV抗体検査

ア 陰性 「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い」

イ 高力価 「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」

\* 低力価、中力価 HCV 抗原検査を実施

HCV 抗原検査

・陽性 「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」

\* 陰性 HCV 核酸定量 rt - PCR 検査を実施

HCV 核酸定量 rt - PCR 検査

・陰性 「現在、C型肝炎ウイルスに感染していない可能性が極めて高い」

・陽性 「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」

## (2) B 型肝炎ウイルス検査

HBs 抗原の検出を行い、陽性又は陰性の判定をする。

### (検診の委託)

第6条 西宮市は、前条の検査内容・結果判定について、検診実施機関等に業務委託する。

2 市は、別に定める業務委託契約により委託料を支払う。

### (検診費用)

第7条 肝炎ウイルス検診の自己負担金として、集団検診700円、個別検診1,200円を検診当日に検診場所で徴収する。ただし、次の各号に該当する者は、自己負担金を徴収しないものとし、個別検診の場合には、下記の(2)(3)については、受診前に市に申請し、「無料利用券」の交付を受けた後に受診するものとする。

(1) 当該年度70歳以上の者

(2) 生活保護法第11条第1項に規定する保護を受けている者

(3) 市民税非課税世帯に属する者

### (結果通知)

第8条 C型肝炎ウイルス検査において、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が極めて高い」と判定された者及びHBs抗原検査において、「陽性」と判定された者については、医療機関への受診を勧奨する。

2 検診結果の通知については、受診者に速やかに知らせる。

### (精密検査等の費用)

第9条 精密検査及び治療等に要する費用については、受診者が負担する。

### (検診の周知)

第10条 市は、肝炎ウイルス検診の目的、意義等を市民に周知させ、受診希望者に対して、検診日時、場所及び注意事項等をあらかじめ通知する。

### (記録の整備及び秘密の保持)

第11条 検診の記録は、氏名、生年月日、性別、住所、C型肝炎等に関連する既往歴・受診状況・過去の検診歴、検診結果、精密検査結果などを記録する。

2 この要綱による肝炎ウイルス検診の実施に従事した者は、西宮市個人情報保護条例(平成15年西宮市条例第24号)を遵守するものとし、実施に関して知り得た市民の個人情報を他に漏らしてはならない。

(規定外事項)

第12条 この要綱の定めのない事項については、市長がこれを定めるものとする。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。